

公的な資金を使用する際に競争入札制度の導入が勧められている。これに関して、ドイツの医療制度の抜本的な改革が必要とされ、現在検討中である。福祉用具に関しては、ストマ、圧力療法機器、整形靴、失禁関連用具について、基準価格が定められており、これらについては方式の変更が必要となる。義肢装具に関しても、現状では素材費、部品費はメーカーが定める価格が適用されており、競争入札により、価格の低下を図ることができる可能性もある。人件費については、関連団体の協議できめられているが、競争原理ははたらいっていない。ものの価格は競争入札により、適正なものが設定できると考えられるが、サービスの質については、どのように決めるべきか課題が多い。競争入札に向けて、多くの仮題があり、今後慎重な検討が必要になるとのことであった。

## 2.5. まとめ

ドイツの義肢装具の価格決定方法について、調査を行った。基本的には日本の補装具制度で使用している価格算定式と同様に、素材費、素材費のオーバーヘッド、部品費、部品費のオーバーヘッド、人件費を足しあわせることで価格を決定していた。しかし、日本のように式に用いる数値を国が決められているのではなく、地方によって式の内容が異なっていた。また、ドイツには多くの公的健康保険事業者があり、それによっても異なる部分があるということであった。30年ほど前までは、国で一律に数値を設定していたが、地方の特色や考え方により、それぞれ独自の方式が生まれている。

人件費の計算では、製作にかかるプロセス

を詳細に分類し、それぞれにかかる時間を申告することになっている。技術者の教育がしっかりし、技術者の仕事を重要視するドイツならではの制度ともいえる。作り直しにかかる費用についても請求できることになっているが、技術者の質がしっかりしていることが前提にあるように思う。最終的には、保険事業者が請求内容を精査することで、無駄を省く制度になっていることも重要なポイントといえる。

EU指令で示された競争入札については、ドイツの医療費全体で見直しが求められているが、義肢装具についても今後導入される可能性がある。部品や素材については導入が可能であるが、サービスの質について競争入札になじむのかどうか、十分な検討が必要である。

ドイツの義肢装具の価格決定方法は、日本の補装具制度で採用している考え方とほぼ同様の考え方で構築されていた。しかし、地域や保険事業者により算定式に用いる数値が変わっており、国で一律の日本の制度とは運用面で異なっている。また、競争入札制度なども視野に入れた検討がなされており、今後日本の制度との差が広がっていくように感じる。日本の補装具費支給制度も見直しを迫られる時期が来ているといえる。

## 3. フィンランドの供給制度

以下、聞き取りにより得られた資料(Provision of Assistive Technology in the Nordic Countries Second Edition)から、フィンランドの福祉用具供給制度について示す<sup>1)</sup>。

### 3.1. 対策制度の政策と方針

フィンランドの社会では、福祉機器のためのサービス作りに必要とされる全般的な必要条件が十分に整備されている。フィンランドの障害者政策は、北欧の福祉モデルに基づいている。法律は市町村に、福祉サービスと健康管理サービスを市民のために整備することを義務づけている。その目的は、市町村において市民に求められる福祉サービスを、経済的、社会的な地位に関わらず保障することである。この法律の大部分は、税収入により資金が提供され、民間のサービスや市民団体の活動により補助されるサービスを含むモデルを基礎においている。

国は、市町村の広範囲にわたる法定事業への資金援助を行なうが、市町村自身が市民のためにどのようなサービスを計画するかを決定する。市町村は単独でサービスを提供することもあれば、近隣の市町村と共同で行なうこともある。ある市町村は、他の、つまり民間の提供者からサービスを購入することもある。これは、市町村間のサービスには差異が生じるということである。

2007年2月、2012年末まで有効な、市町村・サービス構造改革法が施行された。この市町村・サービス構造改革法の目的は、市町村が将来も責任を負う福祉サービスを市民が利用する権利を保障することである。市町村にとって、サービスを計画し提供する新たな機会となっている。市町村は、団結したり協力のための区域を形成したりすることで、協力することができる。一次医療に対して責任を持つためには、市町村や協力区域に少なくとも2万人の市民がいなければならない。

この枠組みは、地域の特色を強める市町村構造の基礎を形成する。市町村にとって、サービスを計画し提供する方法を開発する良い機会となっている。(市町村・サービス構造改革法 155/2006)

福祉機器は、障害者に提供あるいは貸与される。福祉機器のサービスには、機器の使い方や取り替え方、整備の仕方の訓練や助言も含まれる。それらのサービスは無料である。福祉機器の大部分は、保健センターから、あるいは保健区域の福祉機器部の紹介によって得られる。社会生活や娯楽に必要な福祉機器は、障害者へのサービスとして社会サービスから得ることができる。(社会保健省 2006)

国は、活動支援として情報やビジネスモデルを提供するだけでなく、サービスの質的・量的な目標を設定したり、勧告したりすることで、市町村や他のサービス提供者を指導する。(SHM 2006)「福祉機器の質に関する勧告」(2003)は、同様にフィンランド政府によって採択された2000年～2003年の社会保健サービスのための目標や活動の計画に基づいている。勧告の必要性も、STAKES(国立保健福祉研究開発センター)によって2000年に開始された福祉機器利用の調査の中で明らかになった。STAKESの報告によると、福祉機器の利用や対策の実施に関しては、地域や組織によって差があるようだ。(福祉機器の質に関する勧告 社会保健省手引き 2003:8)

福祉機器サービスの質に関する全国的な勧告の目的は、利用者のニーズに焦点を合わせ、共通の基盤を基準として機能するよう、サービスを指導し発展させることである。効

果的・専門的に提供されるサービスにより、市民は住んでいる市町村に関わらず、認められた必要性に応じて自由に福祉機器を受け取ることを保障される。

勧告は、戦略的計画のために、また、発展的業務、継続管理、活動評価の補助として用いることができる。勧告は主として社会保健サービスの政策決定者を対象にしているが、それは政策決定者が、市町村や保健区域で社会保健サービスの中の福祉機器サービスに関わる助言を行い、活動のガイドラインや資金給付に対して責任を負っているからである。2003年から、21の保健区域のうち、19区域で福祉機器サービスのための地域計画が作成され、13区域で地域福祉機器センターが設立された。

リハビリテーション体系が複雑であるために、法律はリハビリテーションの協力を見送ってきた。この法律は、フィンランドの社会保健局、労働教育局、社会保険機構に、リハビリテーション対策の整備において連携することを義務づけている。これらの機関は、他のサービス体系とも協力する義務がある。

## **(1) 福祉機器のための補助金に関する規定**

### **1) 家庭における福祉機器**

障害者は、障害や疾病の結果として必要とするものに応じて、全額あるいは部分的に、日々の作業を行なうために必要とする道具や機械、機器の入手により生じる費用の返済を受けることができる。

市町村は、重度障害者に継続的な施設での介護が必要でない場合、問題となる障害や疾病の結果として、住宅改修や住宅に取り付ける福祉機器の購入が障害者が日常生活で機

能するために必要であれば、それに相当する費用を返済しなければならない。

家庭が所有し交付が得られる福祉機器は、永久的に住宅に取り付けられるステアリフト、警報器、他のそれらに相当する機器を含む。市町村は、費用を返済するのではなく、家庭が所有する機器を重度障害者が自由に使えるように設置することもある。(障害のためのサービス・支援法 759/1987) 責任機関：地方社会局

## **2) 治療とリハビリテーションのための福祉機器**

地方局の市町村や団体は、その地方局の機関によって管理される市町村や地域におけるリハビリテーションのニーズを満たすために、医学的リハビリテーションサービスが内容や機会に関して整備されていることを保障しなければならない。医学的リハビリテーションサービスは福祉機器サービスを含むが、それは福祉機器のニーズの評価、決定、検査や、所有権や利用権に伴う福祉機器の給付、福祉機器の使用の訓練や継続管理、機器の整備のことである。オーランド州はフィンランド本島と同じ原則に従っているが、オーランド州では、保健医療サービスが地方市町村や地方局の団体に代わって、医学的リハビリテーションに関連する福祉機器に責任を負うという点で異なっている。(公衆衛生法 66/1972、特別保健法 1062/1989、AFS 60/93)

医学的リハビリテーションのための福祉機器は、医学的見地から証明された障害を補うように設計され、障害者が日々の作業を行なうために必要とする、機器やそれらの類似物を含む。福祉機器は、リハビリテーション

が目的で必要とされる治療や訓練の機器も含む。学校やその他の場面で必要となる医学的リハビリテーションのための個別的な福祉機器（医学的リハビリテーションに関する規定 1015/ 1991）は、小学校、中学校、高校の障害を持つ生徒（17歳未満）に提供される。

福祉機器は、医学的リハビリテーションの手段として貸し出される。再利用が不可能な福祉機器は、永久的に受給者の所有物となる。

医学的リハビリテーションのための福祉機器は、無料である。（社会サービスと保健分野の依頼者の費用に関する法律 734/ 1992）責任機関：地方保健医療局、特別保健局

### 3) 教育と訓練の分野における福祉機器

障害を持つ生徒や特別な支援を要するその他の生徒は、授業に参加するために必要な特別な福祉機器や支援サービスを無料で受ける権利を有する。それらの支援には、例えばコンピュータ、エレベーター、特殊な机がある。（基礎教育法 628/ 1998）高校や総合中学校の7～10学年に在籍する重度の障害を持つ生徒は、勉強に必要な福祉機器（パソコンやロービジョンエイドなど）を提供される権利を有する。この要件は、その機器がフィンランド社会保険機関（KELA）の個別リハビリテーション計画に従って承認される特別職業訓練計画に規定されていることである。

（フィンランド社会保険機関により整備されるリハビリテーションに関する法律 610/ 1991）責任機関：地方教育局、フィンランド社会保険機関（KELA）

### 4) 仕事で使用する福祉機器

フィンランド社会保険機関（KELA）は、公的な社会保険機関である。この機関には、重度障害者の就労と生計のための能力の向上や維持に必要な、高額あるいは特別仕様の福祉機器を、職業リハビリテーションを目的として整備することが義務付けられている。

「高額あるいは特別仕様の福祉機器」とは、特別な技術水準を必要とする福祉機器である。それらは志願者の障害を考慮して個人に給付される。職業リハビリテーションは、患者が福祉機器を使う訓練をしたり、患者が福祉機器を使うのをチェックしたり、必要なサービスを整備したりするだけでなく、福祉機器の必要性を立証したり、適合性を検証することも含む。

障害者の就労や勤続を支援するために、雇用主は職場の特別な整備のための資金を受け取ることができる。（雇用サービス法 1005/ 1993、雇用サービスに関連する利益に関する規定 1253/ 1993）責任機関：フィンランド社会保険機関（KELA）、労働局

## (2) 福祉機器に関するその他の規定

### 1) 障害を持つ退役軍人のための福祉機器

政府財務局には、医学的治療の一環として、補装具、福祉機器の使用の訓練だけでなく、それらの整備、サービスへの支払い、交換が義務付けられている。

また、政府財務局は障害をもつ退役軍人に対し、仕事上障害を持つ能力、住宅改修に関連する費用、家庭で使用する機器の入手に対し、少なくとも20%の賠償金を支払わなければならない。（兵役における傷害に関する法律 404/ 1948）

### 2) 交通事故、労働災害、職業病の後の福祉機

## 器

保険会社は、事故保険法（608/48）に規定されている仕事で被った事故、職業病法（1343/1988）に規定されている職業病、交通事故保険法に規定されている交通事故により被った傷害に必要とされる福祉機器に対して、取り決め通りに費用を返済する。責任機関：政府財務局、保険会社

### 3) 行政に関する規定

種々の規定は入手可能なガイドラインを示しているにすぎず、様々な解釈をされやすいことが分かっている。リハビリテーションスタッフは、国のガイドラインの必要性を指摘している。STAKES は、福祉機器サービスの質の勧告を編集するために、様々な組織と協力している。社会保健省とフィンランド地方局協会は、2003年にこの質に関する勧告を発行した。（福祉機器サービスの質に関する勧告、社会保健省手引き 2003:8）

### (3) 抗議の提出

KELA や保険会社が責任を負う福祉機器サービスの決定に対する要求に関しては、明確な規定がある。

その手順は保健医療サービスとは異なる。保健医療サービスでは、福祉機器サービスは医師が指示する治療の一環である。医師が指示する治療での決定に対して、抗議することはできない。もし受け取った福祉機器の解決策（治療）に不満があれば、上級顧問に意見書を送ると良い。もし上級顧問の決定にも満足できなければ、公共保健委員会に改正の請求書を送ることができる。

行政争訟と同じく、行政裁判所で訴訟を起こすことができる。行政裁判所の判決に関す

る不服申し立ては、行政最高裁判所に提出することができる。

## 3.2. 対策の方法

### (1) 保健医療サービス

2006年当初は全部で249の地方保健センターがあり（オーランド諸島を除く）、そのうちの25%が地方局、75%が市町村に属している。2万人未満の利用者にサービスを提供している保健センターが185、2万人以上に提供しているセンターが64ある。市町村とサービスの改革により、5年以内に保健センターは減るであろう。

保健センターは、一次医療や、基本的な福祉機器として知られているもの、例えば手動車いすや歩行・衛生状態を補助する福祉機器に対して、責任がある。規模が最大の保健センターには福祉機器課があり、最小の保健センターには理学療法課が運営する福祉機器チームがある。

電動車いす、ステアリフト、環境制御システムなどの高価な補助器具に対して責任を負う福祉機器科を持つ主要な病院は、21ある（オーランド諸島を含む）。さらに、眼科、耳科、肺科は全て、福祉機器に関して患者のニーズに合わせる責任がある。福祉機器科は、その地区での訓練と福祉機器サービスの計画にも責任を負う。

一次医療や身障者のための医療への様々な福祉機器の給付は、地域によって異なる。医学的リハビリテーションに必要な治療や福祉機器は、医師が決定する。

### (2) 社会サービス

各市町村には、その市町村の障害者にサービスを提供する責任を負う社会福祉局があ

る。重度障害者は、機器がなければ生活ができないような障害を持つ場合、自宅に機器を持つだけでなく、住宅改修をする権利も有する。社会福祉局は申請があればこれらの費用を支払うが、多くの場合支払いを決定する前に保健局に相談する。

オーランド諸島も同じ原則に従うが、国ではなく州の法律に従う。

### (3) 学校・雇用サービス

学校は、学校や教室で障害を持つ生徒が使う特殊な機器を提供する責任を持つ。必要な機器を詳しく勧めるリハビリテーションスタッフが、これらの処置を求めることが多い。

雇用主は地方雇用局からの援助を求める。就労の申し込みは、疾病や障害後に労働市場に戻った患者を担当しているリハビリテーションスタッフから提出されることもある。

オーランド諸島もフィンランド本島と同じ原則に従うが、国ではなく州の法律に従う。

### (4) フィンランド社会保険局(KELA)と州財務省

フィンランド社会保険局(KELA)はフィンランド全土に計400以上の顧客サービスの拠点を持つ(オーランド諸島を含む)。260以上の包括的なサービスを行なう事務所と、70程度の支所がある。KELAは100以上の現場で共同してサービスを提供している。

リハビリテーションは志願者自身、保健局、労働行政、教育機関、社会局が申し込むことができる。その上で、他の給付金申請に関連してKELAに提出される医師の報告書を介して、申請書は提出される。

申請書には、障害の性質やそれが引き起こす問題を記述した医師の証明書がなければならぬ。

軍人の傷害や退役軍人に関連する案件を請け負う州財務省の部署は、兵役による傷害に関する法律に従って、戦争で身体に障害や疾病を被った人々に対する補助や損害賠償に対応する。配偶者、未亡人、他の親族に対しても同様に対応する。

同じ法律に基づき、現役軍人、軍隊で働く人、国連の平和維持軍に従事する人の傷害や疾病に対しても、損害賠償が支払われる。兵役における傷害に関する法律に基づく賠償金は、特に医療費と住宅改修やリハビリテーションのための費用の償いとして支払われるべきである。

福祉機器は申請書に基づいて提供され、傷害を受けた本人、リハビリテーションスタッフ、世話をする人がその申し込みを行なうことができる。

### (5) 利用者の影響力

福祉機器において、利用者の立場が重要であることが認識されている。社会保健省は、すべての行動計画において患者の重要な立場を強調している。州と市町村の障害者協議会(大半の市町村にある)と、障害者のための団体は、フィンランドにおける利用者の影響力を増進することにおいて重要な役割を担っている。

### 3.3. 資金提供

2000年以降医療にかかる総費用は毎年上昇し、2005年には119億ユーロとなった。2005年には、全保健医療サービスの経費は国民生産の7.5%を占めた。これは、OECDやEUの国々の平均値と比べるとやや少ない。住民一人あたりの保健医療サービス費も同じくOECDの国々の平均値より低い。(STAKES, 2006)

保健医療サービスの経費への資金提供については、最も融資するのは市町村である（2005年では費用の40.3%）。州の資金提供が増えてきている一方で、市町村によって支払われる経費の割合はやや減少している。2005年には、州が全経費のうちの20.7%を出資した。保健医療サービス全般への資金提供者としての家庭の重要性は、2000年に関しては低下した。2005年には、経費の17.9%は家庭から出資された。これはOECD加盟国の中で最も高い数値の一つである。事業主救済基金と医療費の融資をする民間保険の重要性は低いままである。（STAKES, 2006）

州は、市町村の広範囲にわたる法定事業に対して資金援助を行なっている。州は市町村間の差異を一様にするシステムを共有し、すべての人に同等のサービスを保障する。市町村のために州が負担する社会保健費の歳入は2007年には33.9%になる予定である。

市町村の歳出は、税金、州の負担、手数料、売上収益によってまかなわれている。フィンランドの市町村は税金を徴収する権利を有する。市町村税、資産税、法人税は、市町村の歳入の半分近くを占める。平均すると、市民は収入の18.3%を市町村税に支払っている。社会サービスと医療にかかる経費の7%以上は手数料によってまかなわれている。

市町村は市民のために一次医療と特別なケアを整備する。これにより、応急処置、医療的な検査や治療、+αのリハビリテーションを全ての人が利用できるようになる。

一次医療は、保健センターによって提供される。それぞれの市町村は、特別な医療が施されることを保障するために、保健区域のた

めの市町村間の連盟に所属する。

健康保険はフィンランド社会保険機関によって管理されており、民間医療の利用によって生じる費用や外来患者が服用する薬の費用を返済することによって、公衆衛生と医療を補う。健康保険は、雇用主や保険契約者によって支払われる保険料から資金を得る。州は、健康保険基金に十分な資金があることを保障する責任がある。

フィンランドスロットマシン協会（RAY）は公法により統治される協会で、その目的は、一般の人々にゲームを提供することにより、公益活動の促進のための資金を得ることである。フィンランドスロットマシン協会の利益は全額、非営利協会やフィンランドの一般市民の利益のために給付される。

障害者のための大規模な団体は、フィンランドスロットマシン協会の支援を得て、福祉機器サービスを整備する。これらの団体は、会員に対して助言や指導を行なう。また、福祉機器に関する講座や研究会の手はずを整える。フィンランド視覚障害者連盟とフィンランド知的障害・発達障害協会（Tikoteekki コミュニケーション技術センター）は自ら福祉機器センターを設置しており、特に市町村の保健社会サービス、保険会社、KELA に対してサービス（例えば福祉機器の必要性の評価）の有償提供や製品の貸し出し・販売を行なう。

政府財務局は障害を持つ退役軍人に対して責任を負うが、活動資金を得るためにフィンランドスロットマシン協会から資金提供を受ける。

### 3.4. 政府の支援機能

福祉機器の製品情報やデータベースの中

で際立ったものはない。SAI - LAB（研究所と保健産業内の供給業者協会）は、組織間の通信システムだけでなく、病院や保健センターの購買部門のためのデータベースを維持管理する。このデータベースは、供給業者情報に加えて、病院や保健分野に必要な製品情報を含む。SAI - LAB システムの対象は病院と保健センターのみである。

STAKES は Apudata という、福祉機器分野のサービスと組織に関するデータベースを整備する ([www.stakes.fi/apuvalineet](http://www.stakes.fi/apuvalineet))。

フィンランド知的障害・発達障害協会の Papunet 部門は、コミュニケーション障害を持つ人のための福祉機器や関連するサービスのデータベースを整備する ([www.papunet.net](http://www.papunet.net))。

北欧諸国と EU 規則の合意に基づく検査以外には、国による福祉機器の体系的な検査は行なわれていない。医薬品庁 (Lakemedelsverket) は福祉機器の製造販売業者を監視する義務がある。製造業者や代理店は潜在的なリスクについて報告する義務がある。

共同で製品を購入する保健区域もあるが、大部分の福祉機器センターは単独で申し込み案内書や価格同意書を作成している。

#### D. 考察

アメリカ VA のシステムは、大量購入によるコストダウンと、適合を VA の病院で行うことにより質の向上およびコスト負担の明確化を行っていた。このシステムは、北欧のレンタル制度でもみられた仕組みであり、福祉用具の利用サービスを充実することによ

り、大きな市場が形成され、市場原理がはたらくというひとつのモデルが成り立つ。また、適合を専門職が担うことで、専門職の資質向上にもつながり、適合から供給までのプロセスが単純化される。これは、全体でのコストダウンにつながる可能性が指摘された。さらに、チームアプローチも有効にはたらし、利用者に真に必要とされる福祉用具の適切な判断を可能としている。

競争入札については、アメリカのメディケアで実施されているが、現在見直しのために休止しているとのことであり、問題点も指摘されている。そのひとつは、価格重視となることによる、サービスまで含めた質の低下である。価格と質の議論は、日本の補装具費支給制度や介護保険における福祉用具サービスにおいても行われており、結論を出すのは難しい問題ではあるが、メディケアが 2011 年には競争入札を再開するとの情報があり、その結論は注目に値する。

EU においても、公的資金による契約・支払いにおいては、競争入札を導入することを基本としており、ドイツでの調査においてもその問題点が指摘された。義肢装具部品等の物品については、競争入札はなじむが、サービスの質をどう担保するかは課題である。

ドイツの義肢装具の価格決定方法は、日本の補装具費支給制度とほぼ同様の方式であった。しかし、地方により価格決定のためのパラメータが違い、それぞれで特徴があるとのことであった。主には、人件費単価と部品費・素材費にかかる係数に違いが見られ、トータルのコストはあまり変わらない。しかしこれは、義肢装具士の仕事を人件費としてし



っかりと位置づけるか、物品費の管理コスト等に金額を貼り付けるかという考え方の違いが表れる。義肢装具士の質に関する議論もからみ興味深い問題である。いずれにせよ、ドイツ国内で複数の価格算定式があるため、比較が可能である点は重要である。

調査結果の全体を通して、福祉用具の価格決定において市場原理をどの程度、またどのようにはたらかせるかが大きな課題としてとらえることができる。日本の介護保険では、価格の設定がされていないため、自由競争にはなっているが、価格低減の力が適切に働いているとはいいがたい。補装具費支給制度は、政府が価格を設定するため、市場原理ははたらかせにくい。本研究で行った価格調査は、製造・販売側と市場との価格調整の意味合いがあり、このような調査を頻繁に行うことも、ひとつの方法である。今後EU等では大きな変化が起こる可能性もあり、その動向に引き続き注目するとともに、日本国内の制度についても改革が必要な時期ととらえることができる。

## E. 結論

本研究では、アメリカのVA（退役軍人援護局）およびメディケア、フィンランドにお

ける福祉用具の供給システムに関する調査を行った。さらに、日本の補装具費支給制度が参考としたといわれるドイツの義肢装具供給システムについて、その価格決定の仕組みについて昨年度に引き続き追加調査を行った。

調査の結果、福祉用具の公的給付の充実が強い市場を形成し、市場原理により価格低減が図られることが示された。一方で、適合やサービスの質をどう担保するかが課題としてあげられた。適合については専門組織が担当することでその質が保たれることが示されたが、業者のサービスの質については課題として残されている。メディケアやEUでの競争入札に関する議論も進行しており、引き続き情報収集が必要である。今後、これらをつまみ、補装具費支給制度、日常生活用具給付等制度、介護保険を含めて価格の議論を進める必要がある。

## F. 引用文献

- 1) Provision of Assistive Technology in the Nordic Countries, Nordic Cooperation on Disability Issues(NSH), 2007

## 参考資料

### 調査票一覧

義肢・装具・座位保持装置製作・修理を対象とした人件費単価にかかわる実態調査

国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
厚生労働科 研究プロジェクト「経済学的手法による補装具の  
価格構成に関する研究」研究班

●義肢・装具・座位保持装置製作事業所を対象とした人件費にかかる調査：事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス (メールご使用の場合)	

ご回答の可否について、あてはまるほうに「○」をご記入下さい

ア. 回答にご協力いただくことが可能である。	
イ. 回答していただくことが困難である。	

アとご回答の場合 → 調査票の2ページ目にお進み下さい。  
イとご回答の場合 → ご回答いただく設問はここまでです。ご協力ありがとうございました。

● 義肢・装具・座位保持装置製作事業所を対象とした人件費にかかる調査： 毎月の給与等支給に関する調査票1

記入対象期間 2009年2月1日～2月28日

※給与計算の締め日が月末でない場合は、2009年2月1日を含む給与計算期間についてご記入下さい。例) 毎月20日締めの場合 2009年1月21日～2月20日

この場合、該当する給与計算期間をご回答下さい。→ 2009年 月 日 ～ 月 日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

	1.従業員数 単位:人	2.1ヶ月間の 延べ出勤日数 単位:日	3.1ヶ月間の延べ実労働時間数		4.毎月支給される給与等(支給額ベース) ※賞与等は含みません。		4c 法定福 利費
			所定内労働時間 単位:時間	所定外労働時間 単位:時間	4a 通常労 賃支給分 (税引前。残 業含む) 単位:円	4b 退職金 その他積み 立て 単位:円	
<b>週20時間以上勤務の方について</b>							
a [製造] 義肢・装具・座位保持装置の製造に 従事する従業員について(註1・註2・註3)							
b [営業] 義肢・装具・座位保持装置の営業に 従事する従業員について(註1・註2・註3)							
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人 事等事務にかかる従業員について(註3)							
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従 事する従業員について							
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の 雇用、用務依頼等。							
<b>週20時間未満勤務の方について</b>							
f [製造] 義肢・装具・座位保持装置の製造に従 事する従業員について(註1・註2・註3)							
g [営業] 義肢・装具・座位保持装置の営業に 従事する従業員について(註1・註2・註3)							
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人 事等事務にかかる従業員について(註3)							
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事 する従業員について							
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の 雇用、用務依頼等。							

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 製造と営業とでスタッフを分けておられない事業所は、製造と営業をあわせて数字を製造の欄にご記入ください。

註3 経営者で、かつ製造あるいは営業を兼務されている方につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

● 義肢・装具・座位保持装置製作事業所を対象とした人件費にかかる調査： 毎月の給与等支給に関する調査票2

記入対象期間 2009年3月1日～3月31日

※給与計算の締め日が月末でない場合は、2009年3月1日を含む給与計算期間についてご記入下さい。例)毎月20日締めの場合 2009年2月21日～3月20日

この場合、該当する給与計算期間をご回答下さい。→ 2009年 月 日 ～ 月 日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

1.従業員数	2.1ヶ月間の延べ出勤日数	3.1ヶ月間の延べ実労働時間数		4.毎月支給される給与等(支給額ベース)			
		所定内労働時間	所定外労働時間	4a 通常労働支給分(税引前。残業含む)	4b 退職金その他積み立て	4c 法定福利費	合計(=4a+4b+4c)
単位:人	単位:日	単位:時間	単位:時間	単位:円	単位:円	単位:円	単位:円
<b>週20時間以上勤務の方について</b>							
a [製造] 義肢・装具・座位保持装置の製造に従事する従業員について(註1・註2・註3)							
b [営業] 義肢・装具・座位保持装置の営業に従事する従業員について(註1・註2・註3)							
c [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註3)							
d 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について							
e 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。							
<b>週20時間未満勤務の方について</b>							
f [製造] 義肢・装具・座位保持装置の製造に従事する従業員について(註1・註2・註3)							
g [営業] 義肢・装具・座位保持装置の営業に従事する従業員について(註1・註2・註3)							
h [管理部門] 経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註3)							
i 義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について							
j 会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。							

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。  
 註2 製造と営業とでスタッフを分けておられない事業所は、製造と営業をあわせて数字を製造の欄にご記入ください。  
 註3 経営者で、かつ製造あるいは営業を兼務されている方につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

●義肢・装具・座位保持装置製作事業所を対象とした人件費にかかる調査：賞与について

記入対象期間 2008年4月1日～12月31日の事業所の会計期間

例) 会計期間が1月1日～3月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は2008年1月1日～2008年12月31日

会計期間が4月1日～3月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は2008年4月1日～2009年3月31日

会計期間が10月1日～9月30日の事業所の場合 → 記入対象期間は2007年10月1日～2008年9月30日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄に「0」をご記入ください。

週20時間以上勤務の方について		1.賞与の支給対象となつた従業員数 単位:人	2.対象期間における賞与の支給額 単位:円
a [製造]	義肢・装具・座位保持装置の製造に従事する従業員について(註1・註2・註3)		
b [営業]	義肢・装具・座位保持装置の営業に従事する従業員について(註1・註2・註3)		
c [管理部門]	経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註3)		
d	義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について		
e	会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。		
週20時間未満勤務の方について			
f [製造]	義肢・装具・座位保持装置の製造に従事する従業員について(註1・註2・註3)		
g [営業]	義肢・装具・座位保持装置の営業に従事する従業員について(註1・註2・註3)		
h [管理部門]	経営者、役員ならびに経理・人事等事務にかかる従業員について(註3)		
i	義肢・装具・座位保持装置以外の事業に従事する従業員について		
j	会計士等事務にかかる専門技能を持つ人の雇用、用務依頼等。		

註1 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註2 製造と営業とでスタッフを分けておられない事業所は、製造と営業をあわせた数字を製造の欄にご記入ください。

註3 経営者で、かつ製造あるいは営業を兼務されている方につきましては、管理部門の欄にご記入下さい。

●義肢・装具・座位保持装置製作事業所を対象とした人件費にかかる調査：取扱業種に関する調査票

下記事業のうち、取り扱いはあるものすべてに○印をご記入ください。

義肢	
装具	
座位保持装置	

ご回答いただく設問はここまでです。ご協力ありがとうございます。

義肢・装具製作を対象とした素材費についての実態調査

国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
厚生労働科研費プロジェクト「経済学的手法による補装具の  
価格構成に関する研究」研究班

- 義肢・装具製作事業所を対象とした素材費にかかる調査：  
事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス (メールご使用の場合)	

※義肢のお取り扱いのない事業所につきましては、4ページ目をご回答いただく必要はありません。

1. 素材単価に関する調査

貴事業所でご使用の素材の購入価格(単価)についてご記入ください。  
 ※購入実績のない素材については、ご回答いただく必要はありません。

	平成21年9月の 購入価格について ご記入ください。	平成17年11月 ～平成18年10 月の期間中のい ずれかの時点で の価格について ご記入ください。  ※こちらの期間については 資料が残っている場合など、 可能な範囲でお答えく ださい。
<b>義肢・装具用素材</b>		
1 情報カード	円/枚	円/枚
2 投影図用紙	円/枚	円/枚
3 石膏(ギブス粉)(1俵)	円/俵	円/俵
4 プラスランE (1巻)	円/巻	円/巻
5 キップス包帯 2列(1巻)	円/巻	円/巻
6 キップス包帯 3列(1巻)	円/巻	円/巻
7 PEライト5mm(1m角)	円/枚	円/枚
8 PVA シート	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>
9 PVA 4"	円/枚	円/枚
10 PVA 6"	円/枚	円/枚
11 PVA 8"	円/枚	円/枚
12 PVA 10"	円/枚	円/枚
13 PVA 12"	円/枚	円/枚
14 アクリル樹脂硬性	円/kg	円/kg
15 アクリル樹脂軟性	円/kg	円/kg
16 アクリル樹脂(軟性・硬性)混合	円/kg	円/kg
17 熱硬化性樹脂 硬性	円/kg	円/kg
18 熱硬化性樹脂 軟性	円/kg	円/kg
19 ナイロンストッキネット 2"	円/kg	円/kg
20 ナイロンストッキネット 3"	円/kg	円/kg
21 ナイロンストッキネット 4"	円/kg	円/kg
22 ナイロンストッキネット 10"	円/kg	円/kg
23 Vマット	円/m	円/m
24 テトロンフェルト	円/m	円/m
25 トレカクロス25mm	円/m	円/m
26 トレカクロス50mm	円/m	円/m
27 カーボンストッキネット 3インチ	円/m	円/m
28 カーボンストッキネット 4インチ	円/m	円/m
29 カーボンストッキネット 5インチ	円/m	円/m
30 カーボンストッキネット 6インチ	円/m	円/m



	平成21年9月の 購入価格について ご記入ください。	平成17年11月 ～平成18年10 月の期間中のい ずれかの時点で の価格について ご記入ください。 ※こちらの期間については 資料が残っている場合など、 可能な範囲でお答えください。
<b>義肢・装具用素材(つづき)</b>		
31 カーボンストッキネット 8インチ	円/m	円/m
32 グラスファイバー	円/m <sup>2</sup>	円/m <sup>2</sup>
33 ゴム帯地	円/m	円/m
34 ダクロンテープ	円/m	円/m
35 クローム革	円/ds	円/ds
36 なめし革	円/ds	円/ds
37 ヌメ革	円/ds	円/ds
38 茶利革	円/ds	円/ds
39 ビニール管(義手・腋下部用)	円/m	円/m
40 ベルト(バックル)	円/個	円/個
41 丸環	円/個	円/個
42 桐材	円/m	円/m
43 木ブロック	円/個	円/個
44 発泡樹脂	円/kg	円/kg
45 アンクルブロック(ホウ材)	円/個	円/個
46 ポリプロチレン 4mm	円/枚	円/枚
48 コ・ポリマー 3mm	円/枚	円/枚
49 サブ・オルソレン 3mm	円/枚	円/枚
50 オルソレン 3mm	円/枚	円/枚
51 トレラッククリア 3mm	円/枚	円/枚
52 合成皮革(クラリーノ) 2mm	円/m	円/m
53 軽合金(ナマコボー) 16mm	円/本	円/本
54 半月材 厚さ2mm 幅13cm	円/本	円/本

2. 費用構成についての調査: 義肢

義肢について仮に貴事業所で下記のを製作されるとすればその費用の内訳はそれぞれ何パーセントになるかご回答ください。またもし部品製作・加工等の外注を行うことが考えられるようでしたら、その内容についてお書きください。

※費用のかかり方については平均的なケース(極端に費用のかかるケースや少ない費用でできるケースではなく、標準的なケース)についてお答えください。

※義肢の種目(殻構造義手、骨格構造義足などの種目)のうち、お取扱のないものについてはご記入いただく必要はありません。

義肢				
	殻構造義手	殻構造義足	骨格構造義手	骨格構造義足
	前腕義手 A-4: 装飾義手	膝義足 B-3: 差込式	上腕義手 A-2: 装飾用	大腿義足 B-2: 吸着式
	ソケット: 熱硬化性樹脂  ソフトインサート: 軟性発泡樹脂  支持部: 能動式・前腕部・熱硬化性樹脂  義手用ハーネス: 上腕カフ  外装: 前腕部・プラスチック	大腿支柱付き  ソケット: 熱硬化性樹脂、カーボンストッキネットでの樹脂注型加算  ソフトインサート: 皮革・軟性発泡樹脂  支持部: 下腿部・アルミニウム・セルロイド  懸垂用部品: 大腿義足用腰バンド、大腿義足用横吊帯  外装: 大腿部・プラスチック、下腿部・皮革	ソケット: 熱硬化性樹脂  支持部: 前腕義手用  義手用ハーネス: 胸郭用ベルト式  完成用部品: 肘継手、手継手、手先具、フォームカバー(購入価格計117,000円、公示価格計150,000円)	ソケット: 熱硬化性樹脂  支持部: 大腿義足用  外装: 大腿義足  完成用部品: 膝継手、足継手、足部、ジョイントカバー、コネクタ(4個)、ターンテーブル、クランクアダプタ、チューブ、フォームカバー(購入価格計=359,600円、公示価格424,000円)
積算額 費用内訳	172,100 円	239,600 円	227,900 円	623,000 円
素材費				
※完成用部品以外の材料費です。途中ロスを含みます。				
人件費(製造・営業)				
※貴事業所内における平均的な賃金率水準の従業員が作業をされたケースを想定してご回答ください。該当従業員の賞与相当分、所得税源泉徴収分、社会保険料当人負担分、法定福利費(社会保険料事業者負担分)を含みます。				
オーダーメイド外注費				
部品外注内容をお書きください(例)メッキ加工を行う				
※部品製作や製作物の加工などで、オーダーメイド外注を行っているものについてその費用の比率(%)と、外注内容についてお書きください。				
完成用部品購入費	43 %	14 %	51 %	58 %
その他の費用				
※その他製造費用とは、上記各項目以外の費用、すなわち光熱費、クリーニングや物品賃貸等サービス利用料、減価償却費、一般管理費(事務・管理職の人件費を含む)等をさすものとします。				
利益				
合計(合計が100%になるよう上の各欄をご記入ください)	100 %	100 %	100 %	100 %

2. 費用構成についての調査(つづき): 装具

装具について仮に貴事業所で下記のを製作されるとすればその費用の内訳はそれぞれ何パーセントになるかご回答ください。またもし部品製作・加工等の外注を行うことが考えられるようでしたら、その内容についてお書きください。

※費用のかかり方については平均的なケース(極端に費用のかかるケースや少ない費用でできるケースではなく、標準的なケース)についてお答えください。

※装具の種目(下肢装具、靴型装具などの種目)のうち、お取扱のないものについてはご記入いただく必要はありません。

装具				
	下肢装具	靴型装具 (両靴型装具)	体幹装具	上肢装具
	短下肢装具 A-6 採型	両短靴 B-2 採型(2個)	胸椎装具 C-4 採型・金属枠、硬	D-4
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●継手 足継手・プラスチック</li> <li>●支持部 大腿・モールド・熱可塑性樹脂、足部・モールド・熱可塑性樹脂</li> <li>●その他 足底裏革(すべり留め用)</li> </ul> 完成用部品: なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>●患足 特殊靴(2個)</li> <li>●付属品 月形の延長(2個)、トゥボックス補強(2個)</li> </ul> 完成用部品: なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支持部 胸椎・モールド・支柱付き</li> <li>●その他 内張り・胸椎支持部</li> </ul> 完成用部品: なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>●継手 手継手・遊動</li> <li>●支持部 前腕支持部・モールド(熱可塑性樹脂)、手部背側パッド・モールド、手掌パッド・モールド</li> <li>●その他 基節骨パッド・フレーム、アウトリガー(4個)</li> </ul> 完成用部品: なし
積算額 費用内訳	43,050 円	126,700 円	58,450 円	45,900 円
素材費				
※完成用部品以外の材料費です。途中ロスを含みます。				
人件費(製造・営業)				
※貴事業所内における平均的な賃金率水準の従業員が作業をされたケースを想定してご回答ください。該当従業員の賞与相当分、所得税源泉徴収分、社会保険料当人負担分、法定福利費(社会保険料事業者負担分)を含みます。				
オーダーメイド外注費				
部品外注内容をお書きください(例)メッキ加工を行う、装具の靴の部分を作る、など				
※部品製作や製作物の加工などで、オーダーメイド外注を行っているものについてその費用の比率(%)と、外注内容についてお書きください。				
完成用部品購入費	0 %	0 %	0 %	0 %
その他の費用				
※その他製造費用とは、上記各項目以外の費用、すなわち光熱費、クリーニングや物品賃貸等サービス利用料、減価償却費、一般管理費(事務・管理職の人件費を含む)等をさすものとします。				
利益				
合計(合計が100%になるよう上の各欄をご記入ください)	100 %	100 %	100 %	100 %

長時間にわたり、ご回答に協力いただきましてどうもありがとうございました。

座位保持装置製作を対象とした素材費についての実態調査

国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
厚生労働科研費プロジェクト「経済学的手法による補装具の  
価格構成に関する研究」研究班

- 座位保持装置製作事業所を対象とした素材費にかかる調査：  
事業所名・所在地・ご回答担当者様等について

貴事業所ならびに担当者様についてご記入下さい。

事業所の所在する都道府県名についてご記入下さい。	
ご回答事業者様事業所名	
担当者様ご氏名	
担当者様電話番号	
担当者様メールアドレス (メールご使用の場合)	